

# 診療記録の情報提供(開示)を希望される方へ(お知らせ)

令和3年8月1日

当院では、より質の高い医療を目指すため、現在治療を受けている患者様などが、疾病と診療内容を十分に理解し、医療従事者と共同して疾病を克服することを目的とし、個人のプライバシーの保護に努めながら、診療記録の情報提供(開示)を行っております。希望される方は、この「お知らせ」をご覧ください、下記必要書類をご持参(郵送不可)のうえ、手続きいただきますようお願いいたします。

## 1. 情報提供(開示)の申出方法・内容

- ・開示申出の際は、「4. 必要書類(2)事前の準備書類」を用意し、病院の**外来診療日の9時から16時まで**に、**1階入退院受付**にお越し下さい。
- ・開示には、「閲覧」又は「写しの交付」があります。
- ・開示の申出書提出後、15日以内に日時、場所、開示の適否等を決定し、文書により回答します。
- ・開示の対象は、当院が保有する診療記録(診療の過程での患者様の身体状況、症状等について作成、記録した書面、画像等の一切)です。

**例** 診療録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見録、X線画像、紹介状等

- ・「閲覧」を希望される方には、希望日(申出日から15日以降の日)に伺いますので、その後決定した日時にて事務担当者立会のうえ、病院内で行います。その際に、診療記録を写真撮影や動画撮影することはできません。
- ・「写しの交付」を希望される方は、作成に要する費用(1枚10円)が必要となります。写しは白黒コピーで、交付部数は1部とさせていただきます。

## 2. 情報提供(開示)の申出ができる方

(1)患者様本人

(2)患者様本人以外の方

- ①患者様に法定代理人がいる場合は、その法定代理人
- ②診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- ③患者様本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者
- ④患者様が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者様の世話をしている親族及びこれに準ずる者

(3)亡くなられた患者様の遺族

遺族の範囲は、患者様の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者(これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む)

## 3. 情報提供(開示)ができない場合

次の場合、診療記録の全部又は一部しか情報提供(開示)できないことがあります。その際は、原則としてその理由を文書にて回答いたします。

- (1)診療情報の提供が第三者の権利利益又は信頼関係を損なうおそれがあるとき
- (2)診療情報の提供が、患者様本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき

#### 4. 必要書類

開示申出には、次の書類〔(2)事前の準備書類 ①～⑥のいずれか〕をご用意ください。

##### (1) 診療記録の開示申出書

申出の際にご記入いただきますので、事前に準備する必要はありません。

##### (2) 事前の準備書類 (いずれか該当するもの)

###### ① 申出される方が患者様本人の場合

ア 申出者本人であることが確認できる書類

###### ② 申出される方が法定代理人の場合

ア 申出者(法定代理人)本人であることが確認できる書類

イ 法定代理人であることを証する書類

※患者様本人が満15歳以上で合理的判断ができるときは、ア、イに加えて患者様本人の同意書

###### ③ 申出される方が診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人の場合

ア 任意後見人であることが確認できる書類及び任意後見人自身の確認書類

###### ④ 申出される方が患者様から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者の場合

ア 患者様本人の同意書

イ 申出者(親族等)本人であることが確認できる書類

ウ 申出者と患者様との関係が判る書類(戸籍謄本等)

###### ⑤ 患者様が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者の場合

ア 申出者(親族等)本人であることが確認できる書類

イ 申出者と患者様との関係が判る書類(戸籍謄本等)

###### ⑥ 申出される方が患者様の遺族の場合

ア 申出者(遺族)本人であることが確認できる書類

イ 申出者(遺族)と患者様との関係が判る戸籍謄本又は除籍謄本(患者様の氏名及び生年月日並びに申出者の氏名及び生年月日が記載されているもの)

※『申出者本人であることが確認できる書類』とは、現住所の記載がある書類で、顔写真付きであれば1点、顔写真が無いものであれば2点必要になります。

#### 【例】

マイナンバー(個人番号)カード、運転免許証、旅券、健康保険証、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許状、身体障害者手帳、外国人登録証明書その他国若しくは地方公共団体が発行した身分証明書又は資格証明書(写真の貼り付けられたものに限る)年金手帳、国民年金の年金証書、在学証明書等

5. 問合せ 越谷市立病院 事務部 医事課 医療情報担当  
電話048-965-2221 (内線3017、3018)